

岩手県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年5月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
山本歯科医院	宮古市田老三王一丁目1番3-2号	令和6年4月1日
北上駅前病院	北上市大通り一丁目1番22号	〃
みやもと皮ふ科クリニック	北上市柳原町五丁目12番9号	〃
医療法人社団けんじん 安部医院	北上市大通り一丁目11番23号	〃
千和クリニック	一関市桜木町3番19号	〃
医療法人社団ほそかわ小児科クリニック ほそかわ小児科クリニック	二戸市福岡字長嶺28番地18	〃
佐藤クリニック	奥州市水沢字川口町27番地3	〃
ささき歯科医院	奥州市水沢字柳町7番地	〃
和や家在宅クリニック岩手町	岩手郡岩手町大字沼宮内第18地割85番地2	〃
赤坂医院	和賀郡西和賀町湯本29地割66番地4	〃